

# みんなの広場

## 伝言板

### 催し・講座

軽音 RockFes 20  
12 at 八街市中央公民館

八街高等学校と千葉黎明高等学校の軽音楽部による合同ライブです。

とき 12月23日(日)  
午前10時～午後4時

ところ 市中央公民館  
費用 無料

詳しくは、県立八街高等学校金井義徳 ☎444-1523へ。

## お知らせ

風の村保育園八街内  
子育て支援センター

クリスマス会

サンタさんと一緒に親子でクリスマス会を楽しみましょう。

とき 12月14日(金)  
午前10時～11時30分

ところ 市スポーツプラザ

持ち物 スリッパ、飲み物、ひざ掛け

内容 歌やお話、クリスマス製作など

定員 20組(申込順)

費用 無料

※申し込みは、12月3日(月)午前9時30分から電話または保育園で受け付けます。

申し込みなど詳しくは、風の村保育園八街内子育て支援センター ☎444-2008へ。

市郷土資料館 企画展

「八街の古墳―いにしえびとの墓―に伴う臨時休館のお知らせ」

今回の企画展では、八街市内でみつかった古墳から出土した資料をはじめ、近隣市町から借用した資料を12月9日(日)まで展示しています。この機会にぜひご来館ください。また資料整理のため12月10日～14日まで臨時休館します。

開館時間 午前9時～午後5時

※入場無料

詳しくは、市郷土資料館 ☎443-1726へ。

印旛郡市小学校家庭科・中学校技術・家庭科作品展

本年度の印旛郡市小学校家庭科・中学校技術・家庭科の優秀作品を、展示しま

す。

とき 12月8日～9日

午前9時～午後5時

ところ 市中央公民館

詳しくは、市教育委員会

学校教育課 ☎443-1446へ。

シルバー人材センターをご利用ください

高齢者にふさわしい仕事をお受けしています。お気軽にお問い合わせください。

また、60歳以上の健康で働く意欲のある方の入会もお待ちしています。

入会説明会

第1・第3水曜日

午後1時30分～(月曜日)

が休日の場合は火曜日)

刃物研ぎ

第1・第3水曜日

午後1時～3時(当日が

休日の場合中止)

ところ シルバー人材センター

使用してわかりやすく解説

します。

とき 12月8日

平成25年6月28日

午前9時～午後4時30分

ところ 印旛郡市文化財センター

詳しくは、公益財団法人

印旛郡市文化財センター ☎484-0126へ。

記帳説明会

成田青色申告会では、成

田税務署の職員を講師に招

き、所得税の記帳義務拡大

の説明会を開催します。

とき 12月26日(水)

午後1時30分～3時30分

ところ 市中央公民館

詳しくは、社団法人成田

青色申告会 ☎0476-22210へ。

12月10日～16日は、北朝鮮

人権侵害問題啓発週間です

毎年12月10日から16日ま

での1週間は「北朝鮮人権

侵害問題啓発週間」と定め

られています。

拉致問題その他北朝鮮当

局による人権侵害問題につ

いて、広く関心と認識を深

めていくことが大切です。

詳しくは、市役所企画課

☎443-1114へ。

ふれあいバスのコースや運

行時刻を変更します

市では、ふれあいバスの

充実を図るため、コース・

時刻の一部を改正します。

新しいコースや時刻での

運行は、12月26日(水)から

予定しています。また、新

しいコース図や時刻表は12

月15日に新聞折り込みで配

布するほか、市役所、中央

公民館、スポーツプラザな

どの各施設でも配布します。

なお、バスの料金に変更

はありません。

詳しくは、市役所企画課

☎443-1114へ。

第7回 協働のまちづくり

市民講座

「地域コミュニティの現状と

課題」

とき 12月18日(火)

午後6時30分～8時30分

ところ 市中央公民館

講師 千葉大学法経学部准教授

関谷 昇氏 他

費用 無料

申込 当日会場へ

※手話通訳が必要な方は、

事前にご連絡ください。

詳しくは、市役所企画課

☎443-1114へ。

市役所の日曜開庁日

今月の開庁日は、最終日

曜日ではなく第4日曜日(23

日)になりますので、ご注

意ください。

詳しくは、市役所企画課

☎443-1114へ。

八街駅北側地区の都市計画

を変更しました

八街駅北側地区土地区画

整理事業の土地利用計画の

変更に伴い、地区内(八街字

北中道の一部の区域)の都

市計画(用途地域・防火地

域・地区計画)を変更しま

した。

なお、決定図書は都市計

画課で縦覧することができ

ます。

詳しくは、市役所都市計

画課 ☎443-1430へ。

従業員の個人住民税の特別

徴収を実施していない事業

主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収と

は、給与支払者が所得税の

源泉徴収と同様に、住民税

の納税義務者である給与所

得者に代わって、毎月従業

員に支払う給与から市県民

税を徴収(天引き)し、納

入していただく制度です。

地方税法および市税条例

の規定により、給与を支払

う事業者は、原則として

べて特別徴収義務者として

市県民税を特別徴収してい

ただくことになっています。

従業員の方が金融機関で

納付する手間などが省け、

納付回数の違いから、一回

あたりの負担が少なくなる

など、納税者個人にとって

メリットとなりますので、

特別徴収制度の趣旨をご理

解いただき、事業主の皆さ

んのご協力をお願いします。

詳しくは、市役所課税課

☎443-1116へ。